

高山市人権だより

令和6年8月発行

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

高山市 市民活動部 生涯学習課

TEL : 0577-35-3155 FAX : 0577-35-3414

E-MAIL : shougaigakushuu@city.takayama.lg.jp

こどもの人権を尊重しましょう

※携帯電話・スマートフォンで過去発行分の閲覧が可能。こちらから→



いじめや体罰、児童虐待、児童買春や児童ポルノ等の性被害など、こどもが被害者となる事案が後を絶ちません。こどもは一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。

- ・いじめ… インターネット上の掲示板やブログ、SNSの「いじめ」は、周りに気づかれにくくなっています。
- ・体罰… 児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決を助長し、いじめにつながる恐れがあります。
- ・虐待… 身体的虐待だけでなく、性的虐待、育児放棄、言葉による脅しなど心理的虐待があります。
- ・児童買春、児童ポルノ等… こどもに性的な行為をしたり、ポルノの被写体にしたりする行為です。

こども家庭庁では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にもとづき、すべてのこどもたちが、将来にわたって、幸せな生活ができる社会を実現するために、『こども基本法』を定めました。

『こども基本法』の基本理念



- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

将来、社会を担うこどもたち。家庭だけでなく、社会全体でこどもの人権についてきちんと理解し、尊重する意識を持つことが大切です。

こどもが元気で明るい社会は、きっとみんなにとっても希望の持てる社会になることでしょう。

ひとりで悩まず、ご相談ください

こどもの人権110番
0120-007-110



友だち追加は
こちらから！

法務局職員や人権擁護委員が相談対応
(受付時間: 平日8:30~17:15)

法務局LINEじんけん相談